

議案第55号

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成24年つくばみ
らい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、盛土及び堆積（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除き、一時堆積を含む。）」を「、盛土、堆積及び埋め戻し」に改め、同条第4号中「埋立て等」の次に「の用」を加え、「土地の区域」を「区域」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「土地の埋立て等の請負契約の注文者又は請負契約」を「請負契約等により土地の埋立て等を依頼する者又は請負契約等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「を含む。）をいう」を「等を含む。）及び当該土地の埋立て等を行う者をいう」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「。以下同じ」を削り、同号を同条第8号とし、同条に次の1号を加える。

(9) 近接する土地 事業区域の境界線から50メートルに満たない距離で接近しているものをいう。

第4条第1項中「事業施工者」の次に「（以下「事業主等」という。）」を加え、同条第2項中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改め、「、苦情」の前に「、常に施工状況を把握し、事故の未然防止に努め、あらゆる事態に対し危機管理をもって対応する。なお」を加える。

第5条中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改める。

第6条中「事業主に対して」を「土地の埋立て等を行う者に」に改める。

第9条を次のように改める。

（土地の埋立て等の許可）

第9条 事業主等は、事業区域の面積が5,000平方メートル未満の土地において、当該土地以外の場所から土砂等を搬入し埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 法人又は個人に関わらず、建築基準法の規定により建築確認が得られた一般住宅、店舗、事務所、その他の建物等を建築する場合において、その事業区域の面積が500平方メートル未満であり、搬入土量が500立方メートル未満である場合。ただし、この場合の土地の埋立て等は、関係法令等の許可取得後に行うものとする。

(2) 当該事業区域内において採取された土砂等のみを用いて行われる当該事業区域内での土地の埋立て等

(3) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可を受けた採取場から採取された碎石又は砂利のみを用いて行う土地の埋立て等

(4) 規則で定める法令（茨城県の条例を含む。）の規定による許可、認可等を受けた事業に伴って行われる土地の埋立て等であって、規則の定めにより市長に届け出た

もの

- (5) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (6) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

第10条第1項中「事業主（以下「申請予定者」という。）」を「事業主等」に改め、同条第2項中「、申請予定者」を「、事業主等」に改め、同条第3項中「申請予定者」を「事業主等」に改める。

第11条第1項中「申請予定者」を「事業主等」に、「の内容について説明会を開催しなければならない」を「に関する説明会を開催し、規則で定める事項について説明し同意を得なければならない」に改め、同項ただし書中「することができる」を「し同意を得なければならない。なお、市長が認める場合については、事業主等が提出する理由書をもって同意の提出に代えることができる」に改め、同条第3項中「申請予定者」を「事業主等」に改め、「内容」の次に「及び」を加える。

第12条中「申請予定者」を「事業主等」に改める。

第13条中「申請予定者」を「事業主等」に、「、その」を「、規則で定める同意書により」に改める。

第14条第1項中「事業主」を「事業主等」に改め、「記載した」の次に「規則で定める」を加え、同項第1号中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改める。

第15条中「事業主」を「事業主等」に改める。

第16条第1項中「（一時堆積に係るものを除く。）」を削り、同項第1号中「同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号」を「同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、第14条及び第15条の規定により、許可を受けようとする事業主等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等である者
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当する者がいる者
- (4) 暴排条例第2条第1号、第2号及び第3号に該当する者がその事業活動を支配する者

第17条第2項及び第18条中「事業主」を「事業主等」に改める。

第20条中「事業主」を「事業主等」に、「許可事業主」を「許可事業主等」に、「搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない」を「、事前に、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面を市長に届け出なければならない。また、土砂等の発生場所が変更される場合も同様とする」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第21条中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第22条中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条ただし書を削る。

第23条、第24条及び第25条中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第26条第1項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条第3項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、ただし書中「許可事業主又は事業施工者」を「許可事業主等」に改め、同条第4項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条第5項中「者」を「許可事業主等」に改める。

第27条第1項及び第5項、第28条第1項及び第2項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第29条第1項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第30条、第31条、第32条第1項及び第33条第1項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第34条第1項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、「又は事業施工者」及び「の全部若しくは一部」を削り、同条第2項中「緊急の必要があると認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な」を「の措置が緊急に必要であると認めるとき、また、第16条第1項第4号、第5号及び第6号に掲げる措置を講じる必要があると認めるときは、許可事業主等に対し、期限を定めて、当該」に改め、同条第3項中「許可事業主又は事業施工者」を「許可事業主等」に改め、「全部若しくは一部の」を削り、同条第4項中「許可事業主又は事業施工者」を「許可事業主等」に改める。

第35条第1項中「許可事業主若しくは事業施工者」を「許可事業主等」に改める。

第36条第3項中「職員は」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第37条中「事業主又は事業施工者」を「事業主等又は許可事業主等」に、「の停止を命じ、又は」を「を中止させ、」に改める。

第39条第1項中「許可事業主」を「事業主等又は許可事業主等」に改める。

第42条第2号中「し、土地の埋立て等を開始」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のつくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している事業については、なお従前の例による。
- 3 施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和3年8月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

土砂等による土地の埋立て等の許可申請要件となる事業区域の面積及び搬入土量の下
限値を撤廃するなどにより規制を強化し、適正な土地の埋立て等を推進するものです。

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成24年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、<u>盛土、堆積及び埋め戻し</u> _____をいう。</p> <p>(4) 事業区域 土地の埋立て等の用に供する _____ 区域をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 事業主 <u>請負契約等により土地の埋立て等を依頼する者又は請負契約等によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。</u></p> <p>(7) 事業施工者 土地の埋立て等の請負人(当該土地の埋立て等の下請負人等を含む。)及び当該土地の埋立て等を行う者をいう。</p> <p>(8) 近隣住民等 事業区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する土地の所有者、占有者及び管理者並びに当該範囲内に居住する者を構成員に含む自治会(地方自治法(昭和22</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、<u>盛土及び堆積(自ら行う製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除き、一時堆積を含む。)</u>をいう。</p> <p>(4) 事業区域 土地の埋立て等 _____ に供する<u>土地の区域</u>をいう。</p> <p>(5) <u>一時堆積 他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積をいう。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 事業主 <u>土地の埋立て等の請負契約の注文者又は請負契約</u> _____ によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。</p> <p>(8) 事業施工者 土地の埋立て等の請負人(当該土地の埋立て等の下請負人を含む。)をいう _____。</p> <p>(9) 近隣住民等 事業区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する土地の所有者、占有者及び管理者並びに当該範囲内に居住する者を構成員に含む自治会(地方自治法(昭和22</p>

年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう_____。)の代表者

(9) 近接する土地 事業区域の境界線から50メートルに満たない距離で接近しているものをいう。

(事業主及び事業施工者の責務)

第4条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等 は、土地の埋立て等に伴い、常に施工状況を把握し、事故の未然防止に努め、あらゆる事態に対し危機管理をもって対応する。なお、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う事業主等 _____により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地の埋立て等を行う者に土地を提供した土地の所有者は、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、その所有する土地を適正に管理しなければならない。

年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)の代表者

(新設)

(事業主及び事業施工者の責務)

第4条 事業主及び事業施工者_____は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び事業施工者は、土地の埋立て等に伴い_____、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う事業主及び事業施工者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 事業主に対して _____土地を提供した土地の所有者は、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、その所有する土地を適正に管理しなければならない。

(土地の埋立て等の許可)

第9条 事業主等は、事業区域の面積が5,000平方メートル未満の土地において、当該土地以外の場所から土砂等を搬入し埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法人又は個人に関わらず、建築基準法の規定により建築確認が得られた一般住宅、店舗、事務所、その他の建物等を建築する場合において、その事業区域の面積が500平方メートル未満であり、搬入土量が500立方メートル未満である場合。ただし、この場合の土地の埋立て等は、関係法令等の許可取得後に行うものとする。
- (2) 当該事業区域内において採取された土砂等のみを用いて行われる当該事業区域内での土地の埋立て等
- (3) 採石法(昭和25年法律第291号)又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)の認可を受けた採取場から採取された碎石又は砂利のみを用いて行う土地の埋立て等
- (4) 規則で定める法令(茨城県の条例を含む。)の規定による許可、認可等を受けた事業に伴って行われる土地の埋立て等であって、規則の定めにより市長に届け出たもの
- (5) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (6) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(土地の埋立て等の許可)

第9条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとする場合において、当該土地の埋立て等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満となる時(事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該土地の埋立て等に着手する日前1年以内に当該事業と同一とみなされる土地の埋立て等(以下この号において「他の土地の埋立て等」という。)を行ったとき、又は現に行っているときは、当該事業区域と既に行った、又は現に行っている他の土地の埋立て等の事業区域の面積とを合算して500平方メートル以上となるものを含む。)
 - (2) 搬入土量が500立方メートル以上となる時。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、前項の許可を受けることを要しない。
- (1) 当該事業区域内において採取された土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等
 - (2) 採石法(昭和25年法律第291号)又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)の認可を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等
 - (3) 法令(茨城県の条例を含む。)の規定による許可、認可等を受けて行う土地の埋立て等のうち規則で定めるものであって、市長に届け出たもの
 - (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て

(事前協議)

第10条 前条第1項の許可を申請しようとする事業主等

_____は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を市長に提出し、当該土地の埋立て等の計画について協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の協議を行ったときは、事業主等 に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
- 3 第1項の規定により協議書の提出を受けた場合において、市長は、規則に定める事項に適合しているか確認し、その結果を確認書により事業主等 に通知するものとする。

(説明会等)

第11条 事業主等 は、近隣住民等その他市長が必要と認める者に対し、土地の埋立て等の計画に関する説明会を開催し、規則で定める事項について説明し同意を得なければならない。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問の方法により説明し同意を得なければならない。なお、市長が認める場合については、事業主等が提出する理由書をもって同意の提出に代えることができる。

2 (略)

- 3 事業主等 は、第1項の規定による説明会等を行ったときは、速やかにその説明会等の内容及びその他規則で定める事項につい

等

(5) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(事前協議)

第10条 前条第1項の許可を申請しようとする事業主(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を市長に提出し、当該土地の埋立て等の計画について協議を行わなければならない。

_____は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を市長に提出し、当該土地の埋立て等の計画について協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の協議を行ったときは、申請予定者 に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
- 3 第1項の規定により協議書の提出を受けた場合において、市長は、規則に定める事項に適合しているか確認し、その結果を確認書により申請予定者 に通知するものとする。

(説明会等)

第11条 申請予定者 は、近隣住民等その他市長が必要と認める者に対し、土地の埋立て等の計画の内容について説明会を開催しなければならない_____。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問の方法により説明することができる_____

_____。

2 (略)

- 3 申請予定者 は、第1項の規定による説明会等を行ったときは、速やかにその説明会等の内容_____その他規則で定める事項につい

て市長に報告しなければならない。

(協定)

第12条 事業主等 は、事業区域の周辺地域の良好な自然環境及び生活環境の保全について、市長が必要と認める自治会と協定を締結するよう努めなければならない。

(土地所有者等の同意)

第13条 事業主等 は、あらかじめ事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者に対し、次条第1項各号に掲げる事項を説明し、規則で定める同意書により同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第14条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主等は、第10条第3項の規定による確認書の通知を受けた日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業主等 の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2)～(13) (略)

2 (略)

(申請の制限)

第15条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主等は、土地の埋立て等を行う期間について1年を超えて申請をすることができない。

2 当該許可を受けようとする事業主等は、第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は第37条の規定

て市長に報告しなければならない。

(協定)

第12条 申請予定者は、事業区域の周辺地域の良好な自然環境及び生活環境の保全について、市長が必要と認める自治会と協定を締結するよう努めなければならない。

(土地所有者等の同意)

第13条 申請予定者は、あらかじめ事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者に対し、次条第1項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第14条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、第10条第3項の規定による確認書の通知を受けた日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業主及び事業施工者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2)～(13) (略)

2 (略)

(申請の制限)

第15条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、土地の埋立て等を行う期間について1年を超えて申請をすることができない。

2 当該許可を受けようとする事業主は、第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は第37条の規定

による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による申請

_____があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項若しくは農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、それぞれの許可を受けていること又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定に基づく届出をしていること。

(2)～(7) (略)

(削る)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第14条及び第15条の規定により、許可を受けようとする事業主等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可しない。

(1) つくばみらい市暴力団排除条例(平成24年つくばみらい市条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する

による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による申請(一時堆積に係るものを除く。)があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項若しくは農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、それぞれの許可を受けていること又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定に基づく届出をしていること。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項若しくは農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、それぞれの許可を受けていること又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定に基づく届出をしていること。

(2)～(7) (略)

2 市長は、第14条第1項の規定による申請(一時堆積に係るものに限る。)があった場合において、土地の埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置を講じる計画となっているとき、及び前項第1号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 (略)

(新設)

暴力団

- (2) 暴排条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等である者
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当する者がいる者
- (4) 暴排条例第2条第1号、第2号及び第3号に該当する者がその事業活動を支配する者

(許可の条件)

第17条 市長は、第9条第1項の許可をするに当たり、この条例の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、第9条第1項の許可を受けようとする事業主等に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(許可等の通知)

第18条 市長は、第14条第1項の規定による申請があった場合において、第16条の基準に適合していると認めて許可をするときは許可書を当該申請した事業主等に交付し、許可をしないときはその旨及びその理由を当該申請した事業主等に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第20条 土地の埋立て等の許可を受けた事業主等(以下「許可事業主等」という。)は、第9条第1項の許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、事前に、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面を市長に届け出なければならない。また、土砂等の発生場所が変更される場合も同様とする。

(許可の条件)

第17条 市長は、第9条第1項の許可をするに当たり、この条例の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、第9条第1項の許可を受けようとする事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(許可等の通知)

第18条 市長は、第14条第1項の規定による申請があった場合において、第16条の基準に適合していると認めて許可をするときは許可書を当該申請した事業主に交付し、許可をしないときはその旨及びその理由を当該申請した事業主に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第20条 土地の埋立て等の許可を受けた事業主(以下「許可事業主」という。)は、第9条第1項の許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに

(削る)

(削る)

(搬入土量の報告)

第21条 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、搬入土量を市長に報告しなければならない。

(土壌検査の報告)

第22条 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、事業区域の土壌検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(標識の設置等)

第23条 許可事業主等は、土地の埋立て等を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

2 許可事業主等は、事業区域と事業区域以外との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(帳簿への記載)

第24条 許可事業主等は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載

該当するときは、当該土砂等が安全基準に適合していることを証する書面の添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により発生した土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。

(搬入土量の報告)

第21条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、搬入土量を市長に報告しなければならない。

(土壌検査の報告)

第22条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、事業区域の土壌検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が検査を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(標識の設置等)

第23条 許可事業主は、土地の埋立て等を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

2 許可事業主は、事業区域と事業区域以外との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(帳簿への記載)

第24条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載

しておかなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第25条 許可事業主等は、第9条第1項の許可に係る第14条第1項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の発生防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(変更の許可又は届出)

第26条 許可事業主等は、第14条第1項第2号、第5号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第10条第1項及び第11条から第13条までに定める手続を行わなければならない。

2 (略)

3 許可事業主等は、第14条第1項第3号又は第4号に掲げる事項については変更することができない。ただし、許可事業主等の責めに帰すべき事由がない場合における同項第4号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

4 許可事業主等は、第14条第1項第1号、第4号又は第9号から第12号までに掲げる事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の規定により第14条第1項第5号に掲げる事項の変更の許可を受けようとする許可事業主等は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の期間が満了する日から起算して6月を超えて申請

しておかなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第25条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る第14条第1項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の発生防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(変更の許可又は届出)

第26条 許可事業主は、第14条第1項第2号、第5号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第10条第1項及び第11条から第13条までに定める手続を行わなければならない。

2 (略)

3 許可事業主は、第14条第1項第3号又は第4号に掲げる事項については変更することができない。ただし、許可事業主又は事業施工者の責めに帰すべき事由がない場合における同項第4号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

4 許可事業主は、第14条第1項第1号、第4号又は第9号から第12号までに掲げる事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の規定により第14条第1項第5号に掲げる事項の変更の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の期間が満了する日から起算して6月を超えて申請

をすることができない。

6・7 (略)

(譲受け)

第27条 許可事業主等から第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2～4 (略)

5 第1項の譲受けの許可を受けて土地の埋立て等の権原を譲り受けた者は、当該土地の埋立て等に係る譲受け前の許可事業主等のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

(相続等)

第28条 許可事業主等について相続、合併又は分割(第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土地の埋立て等の権原を承継した法人は、当該許可事業主等のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

2 前項の規定により許可事業主等の地位を承継した者は、その権原を取得した日から起算して15日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

をすることができない。

6・7 (略)

(譲受け)

第27条 許可事業主 から第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2～4 (略)

5 第1項の譲受けの許可を受けて土地の埋立て等の権原を譲り受けた者は、当該土地の埋立て等に係る譲受け前の許可事業主 のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

(相続等)

第28条 許可事業主 について相続、合併又は分割(第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土地の埋立て等の権原を承継した法人は、当該許可事業主 のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

2 前項の規定により許可事業主 の地位を承継した者は、その権原を取得した日から起算して15日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、許可事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(着手の届出)

第30条 許可事業主等は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第31条 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の施工状況について市長に報告しなければならない。

(廃止の届出等)

第32条 許可事業主等は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を廃止したときは、廃止した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2 (略)

(完了の届出等)

第33条 許可事業主等は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、許可事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(着手の届出)

第30条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第31条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の施工状況について市長に報告しなければならない。

(廃止の届出等)

第32条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を廃止したときは、廃止した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2 (略)

(完了の届出等)

第33条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2・3 (略)

(監督処分)

第34条 市長は、許可事業主等が行った土地の埋立て等が第9条第1項の許可の内容に適合していないと認めるときは、許可事業主等に対して、当該土地の埋立て等

を停止し、又は期限を定めて、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するための措置が緊急に必要であると認めるとき、また、第16条第1項第4号、第5号及び第6号に掲げる措置を講じる必要があると認めるときは、許可事業主等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告に従わない許可事業主等に対して、当該許可を取り消し、又は当該土地の埋立て等の停止を命じ、期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であるときは、期限を定めて、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告に従わない許可事業主等に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告の徴収)

2・3 (略)

(監督処分)

第34条 市長は、許可事業主が行った土地の埋立て等が第9条第1項の許可の内容に適合していないと認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対して、当該土地の埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告に従わない許可事業主又は事業施工者に対して、当該許可を取り消し、又は当該土地の埋立て等の全部若しくは一部の停止を命じ、期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であるときは、期限を定めて、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告に従わない許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告の徴収)

等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2～4 (略)

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第19条の規定に違反_____した者

(3) (略)

等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2～4 (略)

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第19条の規定に違反し、土地の埋立て等を開始した者

(3) (略)